

意見書

平成 20 年 6 月 12 日

総務省情報通信政策局
放送政策課御中

郵便番号： 〒112-8606
住所： とうきょうとぶんきょうくはくざん
東京都文京区白山5-28-20
とうようだいがくけいざいがくぶ
東洋大学経済学部
氏名： やまだ はじめ
山田 肇

要旨：

「第 5 章 技術方式の在り方」において、国際規格との一致性や何種類の技術方式を認めるか等について詳細な議論が行われている。これに関連して、本意見書は、国際的に利用されている技術方式を採用すべきであると主張するものである。

携帯電話サービスにおいて国際ローミングはすでに必須となっている。利用者が「日本国内で使っている携帯電話を海外でも用いたい」という強いニーズを持っているためである。「日本国内と同じようにメールを送受信したい」「日本国内と同じようにウェブをブラウジングしたい」というように、利用者の要求に限りはない。それと同じように「母国で使っている携帯電話を日本でも用いたい」「母国と同じように日本国内でもメールやウェブを利用したい」というニーズを外国人（旅行者や居住者）は持っている。

今後ますます国際ローミングの必要性は高まっていく。携帯端末向けマルチメディア放送サービスについても、将来的には「日本と同じように利用したい」という要求が出てくるに違いない。また日本を訪問する外国人にとっても「母国と同じように携帯端末向けマルチメディア放送サービスを利用したい」というニーズが生まれてくる¹。

これらのニーズに応えていくためには、わが国で採用する携帯端末向けマルチメディア放送サービスのための技術方式は「国際的に利用されている」方式を採用すべきである。国際標準化団体で認められているかも重要であるが、利用されているかのほうがより重要である。利用できる地域が限られれば、利用者の国際ローミングニーズに応えるのはむずかしいからである。

¹ 携帯端末向けマルチメディア放送サービスでは、技術的に放送可能なチャンネル数が多く取れるので、外国人向けのチャンネルを設けることについても支障が少ない。災害時に緊急外国語放送として利用できるなどの可能性もあり、外国人のニーズについても真剣に検討すべきである

第三世代携帯電話が世界に普及する間に自然にローミングが実現していくだろうという楽観論が第三世代標準化の時期にあった。しかし実際には GSM 方式が依然として世界の主流である。GSM 方式が国際的に広く利用されているからこそ、国内の携帯電話事業者は GSM 方式もサポートする端末を発売し、世界各国の同業者とローミング契約を結ぶにいたっている。

この技術方式は国際的に利用されている方式であると認めるのはだれか。本意見書の提出者は、それは市場に委ねるべきだと主張する。携帯電話事業者は市場の動向をにらみつつ技術方式を決定する。個々の利用者は各自のニーズに基づいてどの技術方式の携帯端末向けマルチメディア放送サービス（つまり、どの携帯電話事業者のサービス）を利用するかを決める。その集合的な結果として、市場で主流となる技術方式が定まっていくというのが自然の姿と考える。

電波は希少資源であり有効利用を図るべきである。本意見書の提出者は、この思想の元で展開される電波政策に賛成する。この有効利用は、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの場合には、その携帯端末が市場で受け入れられてはじめて実現する。逆に、新しい放送サービスを始めてもそれを受信する利用者がいなければ、有効利用したとはいえない。政府（審議会）が一技術方式を先見的に選択しても、それが市場で受け入れられなければ、選択は失敗だったと批判されるだろう。しかし報告書（案）にもあるように、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの場合には、複数の技術方式が市場で并存し競争していくことについて支障は少ない。今、一技術方式を先見的に選択する理由は乏しいのだ。

以上に説明してきたように、利用者が持つ国際ローミングのニーズを重視し、国際的に利用されている技術方式が採用されるように、技術方式の選択については自由度を残すべきであると、本意見書は主張するものである²。

以上

² 「標準を制したものが市場を制する」のではなく「市場を制したものが標準と呼ばれる」のだということについては、拙書『標準化戦争への理論武装』（税務経理協会、2007年）で詳しく説明したので参照されたい。